関係機関による意見聴取（協議の場）結果と対応

意見	対応
【御嵩地区】 （3）基盤整備事業への取組への追記事項の修正要望 （修正前） 谷山防災ため池の通信設備について、通信サービスが終了するため、順次更新を予定。併せて、点検の合理化を図るため、カメラ設置及びゲート開閉の電動化を図る。 （修正後） 谷山防災ため池の通信設備について、通信サービスが終了するため、順次更新を予定。併せて、点検の合理化を図るため、カメラ設置及びゲート開閉の電動化・遠隔操作化を図る。 （理由） 通信設備の更新にあわせ、現地での確認作業のさらなる効率化や、災害時等における迅速な対応を可能とするため、電動化に加えて「遠隔操作化」についても追記し、明記する必要があるため。	意見のとおり遠隔操作化を追記する。 【意見に対するコメント】 意見をいただきましたとおり、通信設備の更新にあわせ、現地での確認作業のさらなる効率化や、災害時等における迅速な対応を可能とするため、電動化に加えて「遠隔操作化」についても追記をいたします。
【中地区】 （3）基盤整備事業への取組への追記事項の修正要望 （修正前） 真名田防災ため池の通信設備について、通信サービスが終了するため、順次更新を予定。併せて、点検の合理化を図るため、カメラ設置及びゲート開閉の電動化を図る。 （修正後） 真名田防災ため池の通信設備について、通信サービスが終了するため、順次更新を予定。併せて、点検の合理化を図るため、カメラ設置及びゲート開閉の電動化・遠隔操作化を図る。 （理由） 通信設備の更新にあわせ、現地での確認作業のさらなる効率化や、災害時等における迅速な対応を可能とするため、電動化に加えて「遠隔操作化」についても追記し、明記する必要があるため。	意見のとおり遠隔操作化を追記する。 【意見に対するコメント】 意見をいただきましたとおり、通信設備の更新にあわせ、現地での確認作業のさらなる効率化や、災害時等における迅速な対応を可能とするため、電動化に加えて「遠隔操作化」についても追記をいたします。

参考様式第５－１号

御　農　振　第 82 号
令 和 8 年 10 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

御嵩町長　渡辺　幸伸

市町村名 （市町村コード）	御嵩町 (215210)
地域名 （地域内農業集落名）	御嵩町御嵩地区 城町、御嵩、送木、長岡、栢森
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月14日 （第　1　回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してくださ

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

水稲の栽培が盛んな地域であり、一部では大豆も栽培されている。地区全体として、有害鳥獣による被害が発生している。１筆あたりの面積が小さいといった不利な耕作条件の圃場が多く見受けられ、畦畔が多いため除草作業に多大な労力が求められる。さらに、農業用水路の老朽化による水漏れや、有害鳥獣によって破損した法面からの土砂流入、ため池への土砂堆積による容量不足などにより、下流の圃場では水が確保しにくい状況もある。農業従事者の高齢化に伴い、10年後には維持が困難となる農地も多く存在する可能性があるため、新たな担い手を支援するほか、基盤整備についての予算確保に努めるなど、持続可能な農地利用と農業振興を模索する必要がある。

（２）　地域における農業の将来の在り方

・中間地では水稲及び大豆を主要作物とし、山間部では水稲を中心として団地化の形成を進める。近年、大豆の生産が不良であることから、品種や栽培方法等の見直しもしくは大豆に代わる他の作物を検討する。
・御嵩地域は経営体Aに集約化を進めていく。経営体Aが集積しきれない農地については、その他の農家にて現状の耕作農地を維持しつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地利用する仕組みの整備を推進する。
・耕作条件の悪い農地に対する担い手支援制度や、耕作者の合意を得て地域の米ブランド化を推進するための付加価値向上支援制度、農業だけで生活を成り立たせるための価格形成を含む担い手支援制度、農地中間管理制度における貸し手側への制度拡充について、国や県に対して要望や意見交換を行い、対応策を模索する。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	35.25　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.25　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農用地区域内における現況、田又は畑の土地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
（２）農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、地域計画に基づき担い手に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
（３）基盤整備事業への取組方針
・現状、農地の基盤整備は完了しているが、今後各地区からの要望がある場合には、基盤整備の必要性を改めて検討していく。 ・谷山防災ため池の通信設備について、通信サービスが終了するため、順次更新を予定。併せて、点検の合理化を図るため、カメラ設置及びゲート開閉の電動化・遠隔操作化を図る。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、御嵩町、岐阜県及びＪＡめぐみのと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業はＪＡめぐみのへの委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

○	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止対策として農地所有者、耕作者、中心経営体など地域全体で侵入防止柵を計画的に設置していくこと。また、その後の維持管理体制を含め、地域の話し合いを行う機会を作り、有害鳥獣の捕獲体制の構築など、地域が一体となり鳥獣害対策に取り組む。また、農地周りに対しても電気牧柵やネット、防護柵などの被害防止施設を設置していくことを推進する。

効率的に農作業を実施できるよう、スマート農業機械の導入、及び地域での農業機器のシェアリングができるような体制の構築を検討する。

参考様式第５－１号

御　農　振　第82号の２
令　和　8　年　10　月　15　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

御嵩町長　渡辺　幸伸

市町村名 （市町村コード）	御嵩町 (215210)
地域名 （地域内農業集落名）	御嵩町中地区 中、大庭、長瀬、新木野、顔戸、古屋敷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月14日 （第　1　回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

水稲の栽培が盛んな地域であり、一部では大豆も栽培されている。地区全体として、有害鳥獣による被害が発生している。１筆あたりの面積が小さいといった不利な耕作条件の圃場が多く見受けられ、畦畔が多いため除草作業に多大な労力が求められる。さらに、農業用水路の老朽化による水漏れや、有害鳥獣によって破損した法面からの土砂流入、ため池への土砂堆積による容量不足などにより、下流の圃場では水が確保しにくい状況もある。なお、中地区は他の地域と比べて、担い手による集積は低い状況にあるが、これは個人農家による耕作が続いている結果であると判断している。農業従事者の高齢化に伴い、10年後には維持が困難となる農地も多く存在する可能性があるため、新たな担い手を支援するほか、基盤整備についての予算確保に努めるなど、持続可能な農地利用と農業振興を模索する必要がある。

（２）　地域における農業の将来の在り方

・中間地では水稲及び大豆を主要作物とし、山間部では水稲を中心として団地化の形成を進める。近年、大豆の生産が不良であることから、品種や栽培方法等の見直しもしくは大豆に代わる他の作物を検討する。
・中地域は経営体Bと経営体Cに集約化を進めていく。経営体Bと経営体Cが集積しきれない農地については、その他の農家にて現状の耕作農地を維持しつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地利用する仕組みの整備を推進する。
・耕作条件の悪い農地に対する担い手支援制度や、耕作者の合意を得て地域の米ブランド化を推進するための付加価値向上支援制度、農業だけで生活を成り立たせるための価格形成を含む担い手支援制度、農地中間管理制度における貸し手側への制度拡充について、国や県に対して要望や意見交換を行い、対応策を模索する。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	58.23　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.23　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農用地区域内における現況、田又は畑の土地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
（２）農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
（３）基盤整備事業への取組方針
・現状、農地の基盤整備は完了しているが、今後各地区からの要望がある場合には、基盤整備の必要性を改めて検討していく。なお、明智用水の幹線水路について、機能保全計画に基づき、老朽化対策の実施を予定。 ・長瀬揚水機場のポンプ等は耐用年数を超過し、当該施設の受益者である耕作者の高齢化が進んでいるため、施設の管理省力化も含めて更新を予定。 ・真名田防災ため池の通信設備について、通信サービスが終了するため、順次更新を予定。 併せて、点検の合理化を図るため、カメラ設置及びゲート開閉の電動化・遠隔操作化を図る。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、御嵩町、岐阜県及びＪＡめぐみのと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業はＪＡめぐみのへの委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

○	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止対策として農地所有者、耕作者、中心経営体など地域全体で侵入防止柵を計画的に設置していくこと。また、その後の維持管理体制を含め、地域の話し合いを行う機会を作り、有害鳥獣の捕獲体制の構築など、地域が一体となり鳥獣害対策に取り組む。また、農地周りに対しても電気牧柵やネット、防護柵などの被害防止施設を設置していくことを推進する。

効率的に農作業を実施できるよう、スマート農業機械の導入、及び地域での農業機器のシェアリングができるような体制の構築を検討する。